

国際教養大学名誉称号授与規程

平成 22 年 2 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という）における名誉称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、名誉教授の称号については国際教養大学名誉教授称号授与規程によるものとする。

(称号の種類)

第 2 条 名誉称号の種類については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名誉学長
- (2) 特別功労教授
- (3) 名誉特任教授
- (4) 名誉客員教授

(称号の授与要件)

第 3 条 前条の各号の称号は、それぞれ次の各号に該当する者に授与することができる。

- (1) 名誉学長 学長として、本学の創設又は発展に特に顕著な功績を残した者
- (2) 特別功労教授 本学の創設又は発展に関し、特に功績の顕著であった者
- (3) 名誉特任教授 学術文化や社会の発展に顕著な貢献が認められるとともに、本学の教育研究、国際交流等の発展に寄与した功績が特に顕著であった者
- (4) 名誉客員教授 教育上又は学術研究上の顕著な業績があり、本学の教育研究等の発展に寄与した功績が特に顕著であった者

2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる称号を授与する対象者については、本学に勤務した者に限定しない。

(選考)

第 4 条 理事長は、前条第 1 項の各号のいずれかに該当する者の選考を行ったうえ、大学経営会議に付議し称号の付与について決定する。

(称号の授与)

第 5 条 名誉称号の授与は、別に定める称号記を交付して行う。

(礼遇)

第 6 条 名誉称号を授与された者に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(取消し)

第7条 名誉称号を授与された者にその榮譽を汚す行為があり、称号を保持するに適當でないと認められたときは、理事長は、大学経営会議の議を経て称号の授与を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、名誉称号の授与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。